

2022『出る順宅建士』シリーズ訂正表

令和4年10月11日

『出る順宅建士シリーズ』ご利用の皆様

株式会社東京リーガルマインド
宅建試験部

この度は、弊社のテキストをご愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆出る順宅建士 合格テキスト ②宅建業法

| ページ・箇所 | 訂正・削除 | 下線部が訂正箇所となります | |
|-----------------------------|-------|--|--|
| | | 修正前 | 修正後 |
| 81 ページ 「出る！」 問題 | 削除 | ウォーク問 ² 問30…(1)(4) | ウォーク問 ² 問30…(4) |
| 84 ページ 「出る！」 問題 | 訂正 | ウォーク問 ² 問167…(3) | ウォーク問 ² 問163…(3) |
| 152 ページ 「出る！」 問題 | 訂正 | ウォーク問 ² 問82…(エ) | ウォーク問 ² 問 82…(イ) |
| 248 ページ 上から4行目 | 訂正 | ～記載すべき事項を電磁的 <u>記録</u> により提供する～ | ～記載すべき事項を電磁的 <u>方法</u> により提供する～ |
| 249 ページ 下から6行目 | 訂正 | ～毎年基準日（毎年3月31日 から3週間を経過する日ま での間）において、～ | ～毎年基準日（毎年3月31日） から3週間を経過する日ま での間において、～ |
| 255 ページ 合格ステッ プ 53(4) | 訂正 | ～承諾を得て電磁的 <u>記録</u> によ る提供をして～ | ～承諾を得て電磁的 <u>方法</u> によ る提供をして～ |



0002021223536

TU22353

◆出る順宅建士 ウォーク問過去問題集 ①権利関係

| ページ ・箇所 | 訂正 ・ 削除 | 下線部が訂正箇所となります | |
|-------------------|---------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | 修正前 | 修正後 |
| 246 ページ 14 行目 | 訂正 | ～備えているAは、 <u>D</u> に対して借地権を対抗～ | ～備えているAは、 <u>E</u> に対して借地権を対抗～ |
| 312 ページ 肢 4 | 訂正 | 合格ステップ <u>84</u> | 合格ステップ <u>86</u> |
| 336 ページ 7 行目 | 訂正 | ～存続期間を <u>30</u> 年以上 50 年未満として～ | ～存続期間を <u>10</u> 年以上 50 年未満として～ |
| 338 ページ 下から2行目 | 訂正 | ～その通知の日から <u>4カ月</u> を経過した後は～ | ～その通知の日から <u>6カ月</u> を経過した後は～ |

◆出る順宅建士 ウォーク問過去問題集 ②宅建業法

| ページ ・箇所 | 訂正 ・ 削除 | 下線部が訂正箇所となります | |
|--------------------------|---------------|--------------------------------|------------------------------------|
| | | 修正前 | 修正後 |
| 226 ページ 4 行目 | 訂正 | ～売主の <u>商号又は住所</u> ならびに免許証番号を～ | ～売主の <u>商号又は名称及び住所</u> ならびに免許証番号を～ |
| 359 ページ 問題文柱書 1 行目 | 訂正 | <u>地</u> 建物取引業者の業務に関する～ | <u>宅地</u> 建物取引業者の業務に関する～ |

◆出る順宅建士 逆解き式！最重要ポイント555

| ページ ・箇所 | 訂正 ・ 削除 | 下線部が訂正箇所となります | |
|---------------------------------------|---------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | 修正前 | 修正後 |
| 269 ページ Point524 講師からの アドバイス | 訂正 | ～年齢要件は <u>20 歳</u> 以上となっています。 | ～年齢要件は <u>18 歳</u> 以上となっています。 |

◆出る順宅建士 当たる！直前予想模試

| ページ ・箇所 | 訂正 ・ 削除 | 下線部が訂正箇所となります | |
|-------------------------------------|---------------|---|--|
| | | 修正前 | 修正後 |
| 第1回 問題 21 ページ 問 38 肢 2 4行目 | 訂正 | ～それぞれ <u>19万8,000万円</u> ずつ受領することができる。 | ～それぞれ <u>19万8,000円</u> ずつ 受領することができる。 |
| 第1回 解説 37 ページ 問 38 肢 2 5行目 | 訂正 | ～19万8,000円ずつ受領（双 方合計が <u>39万6,000万円</u> ）」 | ～19万8,000円ずつ受領（双 方合計が <u>39万6,000円</u> ）」 |

◆出る順宅建士 過去30年良問厳選問題集

| ページ ・箇所 | 訂正 ・ 削除 | 下線部が訂正箇所となります | |
|---|---------------|---------------|-----|
| | | 修正前 | 修正後 |
| 問題編 第3回 15 ページ 問 25 選択肢 1 【以下の問題に差替え】 | | | |
| 1 不動産の価格を求める鑑定評価の手法は、原価法、取引事例比較法及び収益還元法に大別され、鑑定評価に当たっては、これらの三手法を併用すべきこととされている。 | | | |
| 解説編 88 ページ 第3回 問 25 選択肢 1 解説 【以下の解説に差替え】 | | | |
| 1 誤 複数の鑑定評価の手法を適用すべきである。 不動産の価格を求める鑑定評価の基本的な手法は、原価法、取引事例比較法及び収益還元法に大別され、鑑定評価に当たっては、地域分析及び個別分析により把握した対象不動産に係る市場の特性等を適切に反映した複数の鑑定評価の手法を適用すべきである（不動産鑑定評価基準総論7章1節、8章7節）。よって、本肢は誤り。 | | | |